資料６　令和８年度　第１回石狩市手話基本条例推進懇話会資料

施策推進の5つの目標を土台とした今後の事業展開について
（施策事業の実施状況）

施策推進の５つの目標を土台とした今後の事業展開について（施策事業の実施状況）

	対象施策事業		R6-7 ５つの目標	事業内容	実績等	今後の見通し
1	**手話の普及啓発に関する事項**					
ア	市民向け手話出前講座					
	①	企業、町内会、放課後児童クラブ等での手話出前講座	1.災害時の対応 2.地域への理解促進	手話基本条例や聞こえないことについての講義、手話単語を学ぶことで、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとするため実施	R4:25回、432人 R5:33回、805人 R6:27回、404人 R7:27回、387人	継続して実施する
	②	親子で学ぶ手話 ※R2-3懇話会意見	2.地域への理解促進	聞こえない人の生活や簡単な手話を親子で学ぶことで、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとするため実施	R4:2回、 5組、11人 R5:2回、 6組、12人 R6:1回、 4組、 9人 R7:1回、 6組、 7人	親子が気軽に参加できる場所などを考慮したうえ、継続して実施する
	③	町内会回覧の活用 ※R2-3懇話会意見	2.地域への理解促進	コロナ禍により集合して講座を受講できないことを考慮し、町内会回覧で「紙面で学ぼう！！石狩市の手話出前講座」を回覧し周知	年4回周知 2月:条例編、5月:聞こえないこと編、8月:災害編、11月:サークル・制度編	継続については要検討
イ	研修や学習のための教材づくり					
	①	手話出前講座の副教材作成	2.地域への理解促進	小中学校で実施する手話出前授業を補完するため「手話でこんにちは」、「手話でつながるいしかり」を作成し配布	「手話でこんにちは」 市内小学3年生に配付 「手話でつながるいしかり」 市内小学6年生に配付	継続して実施する
ウ	市職員対象の手話研修会					
	①	全職員受講対象の各種研修会	2.地域への理解促進	市職員のレベルに応じ段階的に学ぶことができる研修スタイルで実施	R7 新入職員研修: 12人 初級研修　　: 18人(2回) フォローアップ研修:　1人	継続して実施する
エ	事業所向け手話研修会					
	①	事業所等での手話研修会	2.地域への理解促進	各事業所等に特化した内容で手話研修会を実施 例：ホテルフロント、レジでの接客、救急時、災害時	ホテル、道の駅、スーパー、消防署　など	継続して実施する
オ	小中学校での手話出前授業					
	①	小中学校での手話出前授業	2.地域への理解促進	「総合的な学習」の目的に沿った学年ごとのプログラムにより、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとするため実施	R5:小学校10校、中学校7校 238回、7,513人 R6:小学校10校、中学校7校 246回、7,497人 R7:小学校9校、中学校6校、 義務教育学校1校239回、7,442人	継続して実施する

	対象施策事業	R6-7 5つの目標	事業内容	実績等	今後の見通し
1　手話の普及啓発に関する事項					
カ　市民が手話に親しむためのイベント					
①	石狩手話フェスタ	2.地域への理解促進	当事者団体や手話関係団体及び市で実行委員会を組織し、ステージ発表や団体紹介ブースなどのイベントを年に1回実施	R4:375人 R5:249人 R6:226人 R7:250人 R8:244人	継続して実施する
②	映画上映会	2.地域への理解促進	映画鑑賞をとおして、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとなるよう、当事者団体や手話関係団体及び市で実行委員会を組織し開催	R5:1回、255人 R7:1回、180人	R5「咲む」石狩市手話基本条例制定10周年記念事業 R7「ひげの校長」
③	手話言語の国際デー・手話の日「ブルーライトアップ」	2.地域への理解促進	手話は言語であること、ろう者の人権保障への意識を高めることを目的に世界ろう連名のイメージカラーであるブルーで施設等をライトアップする世界的な取り組み	R6:石狩灯台 R7:石狩市総合保健福祉センターりんくる R8:石狩市役所本庁舎	継続して実施する
キ　手話の普及啓発等の仕組みづくり					
①	石狩市手話出前講座運営委員会の設置	1.災害時の対応 2.地域への理解促進	当事者団体や手話関係団体及び市で委員会を組織し、出前講座の内容などについての検討会議を月に1回開催	構成員18人 （内訳）・ろう講師:5人 ・健聴講師:8人 ・市職員　:5人	継続して実施する
②	広報表紙での手話表現の掲載	2.地域への理解促進	日常における簡単な手話表現及び二次元バーコードを広報表紙に掲載することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	H26から毎月実施	継続して実施する
③	ワンポイント手話の掲示	2.地域への理解促進	日常における簡単な手話表現の紙面を、市内公共施設等のトイレに掲示することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	H29から毎月実施	継続して実施する
④	災害時支援バンダナの配布	1.災害時の対応	避難所に避難した際に、聞こえない人は支援の必要性を、手話通訳者は支援ができることを判断できるようバンダナを作成し配布	H30から実施	継続して実施する
⑤	手話動画の放映	2.地域への理解促進	日常における簡単な手話表現の動画を市役所ロビーの大型電光掲示板で放映することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	R2から毎月実施	継続して実施する
⑥	市民図書館での手話コーナー設置	2.地域への理解促進	聞こえないことや手話に関する本、手話に関するイベントや当事者団体及び手話関係団体のチラシなどをコーナー展示することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	R3から実施	継続して実施する

	対象施策事業	R6-7 5つの目標	事業内容	実績等	今後の見通し
2　手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項					
ア　手話による行政情報の発信					
①	市議会映像のワイプ挿入	2.地域への理解促進	聞こえない人の情報保障の観点から、市議会映像に手話通訳のワイプを挿入し配信	市議会定例会で対応	継続して実施する
②	地区防災ガイドに二次元コード添付	1.災害時の対応 4.日常生活の変化に合わせた対応	聞こえない人の情報保障の観点から、地区防災ガイドに手話動画の二次元コードを添付し発行	地区防災ガイドの説明箇所のページで対応	継続して実施する
③	新型コロナワクチン接種に関する支援	―	新型コロナワクチンの予約時及び接種時に手話通訳者を派遣することで、聞こえない人が安心してワクチン接種できる環境を保障	R2から実施	必要に応じて実施
イ　ICTを活用した環境づくり					
①	遠隔手話通訳	2.地域への理解促進 4.日常生活の変化に合わせた対応	タブレット端末等を利用して手話通訳者による手話通訳を受けるサービス 市内の公共施設、病院や金融機関に常設しているほか、貸出用タブレットも配備	タブレット設置ヵ所:13ヵ所 タブレット貸出回数 R4:11回、R5:5回、R6:27回、R7:27回	継続して実施する
②	電話リレーサービス	2.地域への理解促進	手話通訳者が、手話や文字、音声を通訳することにより、聞こえない人と聞こえる人を電話で即時双方向につなぐサービス	R4:277回 R5:259回 R6:224回 R7:243回	継続して実施する
③	NET119緊急通報システム	1.災害時の対応	総務省消防庁が推奨する、音声による119番通報が困難な聴覚障がいなどがある方を対象としたシステムの周知及び登録支援を実施	R2から実施	継続して実施する
ウ　聞こえない子どもや保護者への支援					
①	新生児聴覚検査費助成事業	3.聞こえない子どもや保護者への支援	聞こえについての障がいを早期に発見するため、出生後間もない時期に実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成	R4:266人 R5:268人 R6:248人 R7:266人	継続して実施する
②	言語聴覚士による相談受付	3.聞こえない子どもや保護者への支援	発音が気になる子どもの保護者や年中児検診で気になる子どもなどを対象に、面談や遊びの中から発音の問題点を発見し、専門機関につなげる	R4:0人 R5:0人 R6:0人 R7:1人	継続して実施する

対象施策事業	R6-7 5つの目標		事業内容	実績等	今後の見通し
2　手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項					
ウ　聞こえない子どもや保護者への支援					
③	日常生活用具の展示説明	3.聞こえない子どもや保護者への支援	手話フェスタで補聴器等の日常生活用具を展示説明し、聞こえにくい人の相談につなげる	R4:コロナ感染拡大により中止 R5:事業者との日程が合わず中止となり、パフレットの提供のみとなった R6:実施 R7:実施	継続して実施する
④	パンフレットの周知 ※R2-3懇話会意見	3.聞こえない子どもや保護者への支援	全日本ろうあ連盟が作成した、聞こえない子どもの保護者向けに支援方法や成長の選択肢が掲載されているパンフレットを窓口で配付	R3から実施	継続して実施する

対象施策事業		R6-7 5つの目標	事業内容	実績等	今後の見通し
3　手話による意思疎通支援の拡充に関する事項					
ア　手話通訳者の人材育成					
①	登録手話通訳者の研修会	5.手話施策を支える人材確保と育成	手話通訳者の通訳技術向上や健康対策などについて、登録手話通訳者と専任手話通訳者が情報共有や意見交換を実施	年6回程度実施 登録手話通訳者8名 専任手話通訳者1名 主任手話通訳士2名	継続して実施する
②	手話通訳者養成講座	5.手話施策を支える人材確保と育成	聞こえない人と手話で日常会話が出来るようになることを目的に講習会を実施 終了後、手話サークルなどへの参加につなげる	初級 R4:10人 R5:30人 R6:17人 R7:10人	継続して実施する
		5.手話施策を支える人材確保と育成	厚生労働省カリキュラムの手話奉仕員基礎課程を修了し、手話での会話が自由にできる手話通訳者を志す方を対象に養成講座を実施	R7 通訳養成（フォローアップ）:0人 通訳養成（Ⅰ）:R8予定 通訳養成（Ⅱ）:7人	継続して実施する
イ　手話通訳者の環境整備					
①	専任手話通訳者の雇用形態	5.手話施策を支える人材確保と育成	地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度を導入し、給与面や福利厚生面を改善	R2から実施	令和５年度より公募によらない再度任用を実施している。
②	自家用車の公用使用	5.手話施策を支える人材確保と育成	夜間や休日など、すぐに公用車を使用できない際に、自家用車を公用使用し通訳依頼に対応	H27から実施	継続して実施する
③	タクシーチケットの配布	5.手話施策を支える人材確保と育成	通訳現場が遠方の場合や悪天候時など、手話通訳者が運転するのが困難な場合に、タクシーを利用し通訳依頼に対応	H27から実施	継続して実施する
ウ　手話通訳派遣制度のあり方の検証					
①	手話通訳者制度派遣	2.地域への理解促進	手話通訳者を派遣することで、聞こえない人と聞こえる人の意思疎通を支援し、聞こえない人の自立と社会参加を促す	R4:1,090人 R5:　861人 R6:　837人 R7:　765人	継続して実施する

施策事業の実施状況

	対象施策事業	4つの視点	事業内容	実績等	今後の見通し
1 手話の普及啓発に関する事項					
ア 市民向け手話出前講座					
①	町内会等での手話出前講座	1.災害時 2.町内会	手話基本条例や聞こえないことについての講義、手話単語を学ぶことで、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとするため実施	R1:30回、594人 R2:16回、232人 R3:24回、435人 R4:25回、432人 R5:33回、805人	継続して実施する
②	親子で学ぶ手話 ※R2-3懇話会意見	2.町内会、自治会等での手話の理解促進	聞こえない人の生活や簡単な手話を親子で学ぶことで、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとするため実施	R3:2回、11組、26人 R4:2回、 5組、11人 R5:2回、 6組、12人	親子が気軽に参加できる場所などを考慮したうえ、継続して実施する
③	町内会回覧の活用 ※R2-3懇話会意見	2.町内会 4.コロナ禍	コロナ禍により集合して講座を受講できないことを考慮し、町内会回覧で「紙面で学ぼう！！石狩市の手話出前講座」を回覧し周知	年4回周知 2月:条例編、5月:聞こえないこと編、8月:災害編、11月:サークル・制度編	継続については要検討
イ 研修や学習のための教材づくり					
①	手話出前講座の副教材作成	－	小中学校で実施する手話出前授業を補完するため「手話でこんにちは」、「手話でつながるいしかり」を作成し配布	「手話でこんにちは」 市内小学3年生に配付 「手話でつながるいしかり」 市内小学6年生に配付	継続して実施する
ウ 市職員対象の手話研修会					
①	全職員受講対象の各種研修会	－	市職員のレベルに応じ段階的に学ぶことができる研修スタイルで実施	R5 新入職員研修:19人 初級研修 :23人 フォローアップ研修:6人	継続して実施する
エ 事業所向け手話研修会					
①	事業所等での手話研修会	2.町内会、自治会等での手話の理解促進	各事業所等に特化した内容で手話研修会を実施 例：ホテルフロント、レジでの接客、救急時、災害時	ホテル、道の駅、スーパー、消防署　など	令和６年度実施予定
オ 小中学校での手話出前授業					
①	小中学校での手話出前授業	1.災害時の対応	「総合的な学習」の目的に沿った学年ごとのプログラムにより、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとするため実施	R3:小学校9校、中学校6校 233回、7,006人 R4:小学校10校、中学校7校 255回、8,312人 R5:小学校10校、中学校7校 238回、7,513人	継続して実施する

	対象施策事業	4つの視点	事業内容	実績等	今後の見通し
1　手話の普及啓発に関する事項					
カ　市民が手話に親しむためのイベント					
①	石狩手話フェスタ	－	当事者団体や手話関係団体及び市で実行委員会を組織し、ステージ発表や団体紹介ブースなどのイベントを年に1回実施	R1:600人 R2:コロナ感染拡大により中止 R3:コロナ感染拡大により中止 R4:375人 R5:249人 R6:226人	継続して実施する
②	映画「咲む」上映会	－	映画鑑賞をとおして、聞こえない人や手話についての関心と理解を深めるきっかけとなるよう、当事者団体や手話関係団体及び市で実行委員会を組織し開催	R3:１回、118人 R5:１回、255人	R3年度は単年度事業として、また、R５年度は石狩市手話基本条例制定１０周年記念事業の中で上映をした
キ　手話の普及啓発等の仕組みづくり					
①	石狩市手話出前講座運営委員会の設置	1.災害時 2.町内会	当事者団体や手話関係団体及び市で委員会を組織し、出前講座の内容などについての検討会議を月に1回開催	構成員17人 （内訳）・ろう講師:5人 ・健聴講師:9人 ・市職員　:3人	継続して実施する
②	広報表紙での手話表現の掲載	2.町内会 4.コロナ禍	日常における簡単な手話表現及び二次元バーコードを広報表紙に掲載することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	H26から毎月実施	継続して実施する
③	ワンポイント手話の掲示	－	日常における簡単な手話表現の紙面を、市内公共施設等のトイレに掲示することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	H29から毎月実施	継続して実施する
④	災害時支援バンダナの配布	1.災害時の対応	避難所に避難した際に、聞こえない人は支援の必要性を、手話通訳者は支援ができることを判断できるようバンダナを作成し配布	H30から実施	継続して実施する
⑤	手話動画の放映	4.コロナ禍において必要な視点	日常における簡単な手話表現の動画を市役所ロビーの大型電光掲示板で放映することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	R2から毎月実施	継続して実施する
⑥	市民図書館での手話コーナー設置	2.町内会、自治会等での手話の理解促進	聞こえないことや手話に関する本、手話に関するイベントや当事者団体及び手話関係団体のチラシなどをコーナー展示することで、手話に慣れ親しむ機会を提供	R3から実施	継続して実施する

	対象施策事業	4つの視点	事業内容	実績等	今後の見通し
2　情報取得と環境づくり					
ア　手話による行政情報の発信					
①	市議会映像のワイプ挿入	―	聞こえない人の情報保障の観点から、市議会映像に手話通訳のワイプを挿入し配信	市議会定例会で対応	継続して実施する
②	地区防災ガイドに二次元コード添付	1.災害時の対応	聞こえない人の情報保障の観点から、地区防災ガイドに手話動画の二次元コードを添付し発行	地区防災ガイドの説明箇所のページで対応	継続して実施する
③	新型コロナワクチン接種に関する支援	4.コロナ禍において必要な視点	新型コロナワクチンの予約時及び接種時に手話通訳者を派遣することで、聞こえない人が安心してワクチン接種できる環境を保障	R2から実施	継続については要検討
イ　ICTを活用した環境づくり					
①	遠隔手話通訳	2.町内会 4.コロナ禍	タブレット端末等を利用して手話通訳者による手話通訳を受けるサービス 市内の公共施設、病院や金融機関に常設しているほか、貸出用タブレットも配備	タブレット設置ヵ所:13ヵ所 タブレット貸出回数 R2:4回、R3:26回、R4:11回 R5:5回	継続して実施する
②	電話リレーサービス	―	手話通訳者が、手話や文字、音声を通訳することにより、聞こえない人と聞こえる人を電話で即時双方向につなぐサービス	R1:　25回 R2:　95回 R3: 203回 R4: 277回 R5: 259回	継続して実施する
③	NET119緊急通報システム	1.災害時の対応	総務省消防庁が推奨する、音声による119番通報が困難な聴覚障がいなどがある方を対象としたシステムの周知及び登録支援を実施	R2から実施	継続して実施する
ウ　聞こえない子どもや保護者への支援					
①	新生児聴覚検査費助成事業	3.聞こえない子どもや保護者への支援	聞こえについての障がいを早期に発見するため、出生後間もない時期に実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成	R1:278人 R2:275人 R3:286人 R4:266人 R5:268人	継続して実施する
②	言語聴覚士による相談受付	3.聞こえない子どもや保護者への支援	発音が気になる子どもの保護者や年中児検診で気になる子どもなどを対象に、面談や遊びの中から発音の問題点を発見し、専門機関につなげる	R1:0人 R2:0人 R3:1人 R4:0人 R5:0人	継続して実施する

対象施策事業		4つの視点	事業内容	実績等	今後の見通し
2　情報取得と環境づくり					
ウ　聞こえない子どもや保護者への支援					
③	日常生活用具の展示説明	3.聞こえない子どもや保護者への支援	手話フェスタで補聴器等の日常生活用具を展示説明し、聞こえにくい人の相談につなげる	R1:実施 R2:手話フェスタ中止 R3:手話フェスタ中止 R4:コロナ感染拡大により中止 R5:事業者との日程が合わず中止となり、パフレットの提供のみとなった R6:実施	継続して実施する
④	パンフレットの周知 ※R2-3懇話会意見	3.聞こえない子どもや保護者への支援	全日本ろうあ連盟が作成した、聞こえない子どもの保護者向けに支援方法や成長の選択肢が掲載されているパンフレットを窓口で配付	R3から実施	継続して実施する

	対象施策事業	4つの視点	事業内容	実績等	今後の見通し
３　意思疎通支援の拡充					
ア　手話通訳者の人材育成					
①	登録手話通訳者の研修会	－	手話通訳者の通訳技術向上や健康対策などについて、登録手話通訳者と専任手話通訳者が情報共有や意見交換を実施	年6回程度実施 登録手話通訳者８名 専任手話通訳者３名	継続して実施する
②	手話通訳者養成講座	－	聞こえない人と手話で日常会話が出来るようになることを目的に講習会を実施 終了後、手話サークルなどへの参加につなげる	初級 R4（基礎）:10人、（入門）:10人 R5（基礎）:29人、（入門）:30人 R6（基礎）:17人、（入門）:17人	継続して実施する
		－	厚生労働省カリキュラムの手話奉仕員基礎課程を修了し、手話での会話が自由にできる手話通訳者を志す方を対象に養成講座を実施	R6 通訳養成（フォローアップ）:12人 通訳養成（Ⅰ）:募集中 通訳養成（Ⅱ）:R7予定	継続して実施する
イ　手話通訳者の環境整備					
①	専任手話通訳者の雇用形態	－	地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度を導入し、給与面や福利厚生面を改善	R2から実施	令和５年度より公募によらない再度任用を実施している。
②	自家用車の公用使用	－	夜間や休日など、すぐに公用車を使用できない際に、自家用車を公用使用し通訳依頼に対応	H27から実施	継続して実施する
③	タクシーチケットの配布	－	通訳現場が遠方の場合や悪天候時など、手話通訳者が運転するのが困難な場合に、タクシーを利用し通訳依頼に対応	H27から実施	継続して実施する
ウ　手話通訳派遣制度のあり方の検証					
①	手話通訳者制度派遣	4.コロナ禍において必要な視点	手話通訳者を派遣することで、聞こえない人と聞こえる人の意思疎通を支援し、聞こえない人の自立と社会参加を促す	R1:　792人 R2:　677人 R3:　997人 R4:1,090人 R5:　861人	継続して実施する